東京の海岸事業 2022（令和4）年3月

東京湾沿岸
～首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸～

葛西海岸

新島・間々下浦海岸

伊豆小笠原諸島沿岸
～自然があふれ美しい特色のある海岸～

東京都建設局　河川部
Bureau of Construction
ホームページ
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/river/kaigan_hozen/index.html

この印刷物はリサイクルに適さない資材を使用しているので、古紙回収に出す場合には、取り除いてください。

海岸事業に関する問合せ先　建設局所管海岸（令和4年3月現在）

局	部・事務所・支庁	担当課
建設局	河川部（海岸事業全体に関すること）	指導調整課 ☎ 03-5320-5405
		計画課 ☎ 03-5320-5412
		防災課 ☎ 03-5320-5438
	第五建設事務所（所管区域：江戸川区（葛西海岸））	管理課 ☎ 03-3692-4356
		工事課 ☎ 03-3692-4709
総務局	大島支庁（所管区域：大島町・利島村・新島村・神津島村）	土木課 ☎ 04992-2-4441（代表）
	三宅支庁（所管区域：三宅村・御蔵島村）	土木港湾課 ☎ 04994-2-1313（代表）
	八丈支庁（所管区域：八丈町・青ヶ島村）	土木課 ☎ 04996-2-1114（代表）
	小笠原支庁（所管区域：小笠原村）	土木課 ☎ 04998-2-2123（代表）

令和3年度登録第38号

東京都の海岸概要（海象、地象等）

出典：海上保安庁HPより

東京都の海岸は、千葉県境から神奈川県境までの東京湾沿岸の一部と伊豆諸島及び小笠原諸島の2沿岸があります。その延長は、全国総延長の約2.1%に相当する約761km、また排他的経済水域は、日本の約38%を占めています。

東京湾沿岸

東京湾沿岸は、房総半島の洲崎から三浦半島の剱崎に至る、延長約770kmの海岸線をいいます。このうち江戸川区の南端に位置する葛西海岸が、東京都の管理する唯一の国土交通省水管理・国土保全局所管の海岸保全区域です。

伊豆小笠原諸島沿岸

伊豆小笠原諸島沿岸は、富士火山帯に属する大島、三宅島、八丈島等の伊豆諸島と、父島や母島などの小笠原諸島、さらに日本の最南端、最東端等国土保全上重要な沖ノ鳥島や南鳥島など、有人島とその他の無人島で構成されています。

大島、三宅島、八丈島等では、主に安山岩、玄武岩質で、荒々しい男性的な黒色海岸の様相を呈している一方、新島、式根島、神津島は、主に白ママ層とよばれる流紋岩質火山噴出物から成る白い島で海岸線は変化に富んでいます。

伊豆諸島の年平均気温は約16~18度で、降霜･降雪は滅多にありません。降雨は年間平均3,000mm程度と多く、黒潮暖流に洗われ、温暖多雨の海洋性気候です。春、秋は北東風が、11月から3月の間は西風、南西風が強く吹き、また台風襲来地でもあることから、風による被害を受けることが多くあります。

小笠原諸島は、聟島（ムコジマ）列島、父島列島、母島列島から成る小笠原群島と火山列島である硫黄列島及び西ノ島、南鳥島（日本最東端）、沖ノ鳥島（日本最南端）の3つの孤立島を合わせた大小30余の島々から成っています。聟島、父島、母島の3列島は太古の海底火山の隆起によってできたと言われており、平地に乏しく、海岸は切り立った断崖が多くあります。

気候は亜熱帯に属し、気温の変化が少ない海洋性気候です。年平均気温は24度、最高気温は33度、最低気温は12度と、一年を通して霜、雪を見ることはありません。雨量は年間1,300mm程度で、東京地方より若干少ない程度です。台風発生地域のため、風による被害を多く受けます。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、我が国を代表する貴重な動植物の生息地及び繁殖地で、伊豆諸島は昭和39年に、小笠原諸島は昭和47年に国立公園に指定されています。また、小笠原諸島は独特な自然の価値が認められ、平成23年6月に世界自然遺産として登録されました。

海　岸　法

海岸法は、津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、平成11年の法改正により、新たに海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図ることを加え、これをもって国土の保全に資することを目的としています。

昭和31年（1956年）海岸法の制定
防護　津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施
＞海岸侵食の進行
＞海岸環境への認識の高まり
＞海洋性レクリエーション需要の増大
＞地方分権化の推進

平成11年（1999年）改正
防護　環境　利用
【主な追加項目】
・防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
・海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設）
・国の直轄管理制度の導入（沖ノ鳥島）
＞東日本大震災の発生
＞施設の老朽化に伴う、施設維持・管理の必要性
＞民間団体等の海岸活動の多様化

平成26年（2014年）改正
防護　環境　利用
【主な追加項目】
・海岸管理における防災・減災対策の推進
・水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立
・海岸保全施設の適切な維持管理
・地域の実情に応じた海岸管理の充実

平成30年（2018年）気候変動適応法の制定
【国の動向】
・「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の提言（令和2年7月）
・海岸保全基本方針の変更（令和2年11月）
⇒海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

海岸保全基本計画策定の概要

平成11年の海岸法の改正で、**防護・環境・利用**の3つの視点から、調和のとれた総合的な海岸保全を目指すため、国が海岸保全基本方針を定め、都道府県がこれに基づき海岸保全基本計画を定めることとなりました。また、計画策定にあたっては、地域の実情に応じた海岸保全を推進するため、地域の意見を反映することとされています。基本方針では、地形・地象面の類似性、沿岸漂砂の連続性などに着目し、全国で71の沿岸について基本計画を定めることとしており、都では、所管する**「東京湾沿岸」「伊豆小笠原諸島沿岸」**について、海岸保全基本計画を定め、総合的な海岸保全を実施しています。

さらに、平成26年の海岸法の改正により、津波・高潮に対して減災機能を有する海岸保全施設整備や維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、及び海岸協力団体制度の創設に関する事項が新たに位置づけられました。なお、平成26年の海岸法改正及び津波防護について新たな考え方が示されたことなどを踏まえ、平成29年に海岸保全基本計画を改定しました。

その後、気候変動適応法が平成30年に制定され、令和2年には「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」の提言が出され、海岸保全基本方針が変更されました。これを踏まえ、今後、海岸保全基本計画を改定していく予定です。

海岸行政

海岸区域の分類

海岸の区域は、海岸法の対象となる公共海岸とその他に分けられ、このうち公共海岸は、海岸保全区域と一般公共海岸区域に分けられます。

海岸保全区域は主に、国土交通省水管理･国土保全局所管の建設海岸、同省港湾局所管の港湾海岸、農林水産省所管の漁港海岸･農地海岸に分けられ、それぞれ事業を実施しています。また、一般公共海岸区域は、国土交通省水管理･国土保全局所管となります。

東京都建設局では、建設海岸と一般公共海岸区域を所管しており、現在26カ所、延長約46kmを海岸保全区域に指定しています。このうち、東京湾の葛西海岸以外は全て伊豆小笠原諸島の海岸です。

沖ノ鳥島海岸については、国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件および社会的条件により都が管理することが著しく困難または不適当なため、国土交通省の直轄管理となっています。

公共海岸	国または地方公共団体が所有する、公共の用に供されている海岸の土地(他の法令の規定により施設の管理を行うものが、その権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及び、これと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
海岸保全区域	公共海岸の区域のうち、海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、またはその他の管理を行う必要があると認めるときに、都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域（公共海岸以外の民有地などを含む）
一般公共海岸区域	公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域

主な海岸保全区域の種類

海岸保全区域の区分	主務大臣	海岸管理者
建設海岸	国土交通大臣（水管理・国土保全局）	都道府県知事または市町村長
港湾海岸	国土交通大臣（港湾局）	港湾管理者の長
漁港海岸	農林水産大臣（水産庁）	漁港管理者の長
農地海岸	農林水産大臣（農村振興局）	都道府県知事または市町村長

東京都の海岸事業

伊豆諸島及び小笠原諸島の海岸は、外洋に面していること、台風の通過コースに近いこと及び冬季の季節風が強いこと等による波浪の影響を受け、侵食・後退が進行しています。

また、これらの島々の地形は急峻であり、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいるため、高潮や波浪及び侵食による危険にさらされています。

このため、東京都建設局では、背後地に居住する人々の人命や財産を防護し、国土を保全することを目的として、人家・公的施設等のある地域や海岸侵食の著しい地域を重点に海岸事業を実施しています。

また、近年の自然環境への意識や心の豊かさへの要求の高まりから、海岸保全施設の整備においても、保全機能のみではなく、自然環境への影響や海水浴・サーフィン等の利用への配慮も重要となっています。

さらに、海岸保全施設は、経年による劣化等の影響により、一部の施設に変状が見受けられています。従来の壊れてから直す事後保全型管理ではなく、施設の変状が進行する前に対策を行い、対策費用の低減・平準化を図る予防保全型管理を導入して維持管理を行っています。

現在、「海岸保全施設予防保全計画」に基づき施設の長寿命化を図っています。

海岸事業費の推移

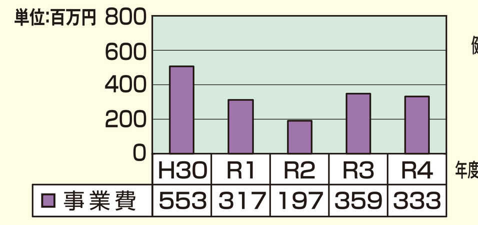

単位:百万円

年度	H30	R1	R2	R3	R4
事業費	553	317	197	359	333

H30～R2決算額、R3は当初予算額、R4は予算内示額

予防保全型管理の概念図

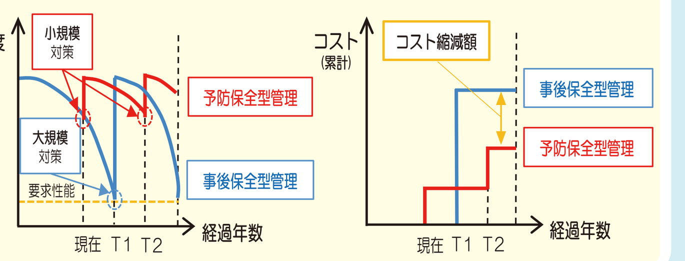

海岸保全施設の整備イメージ

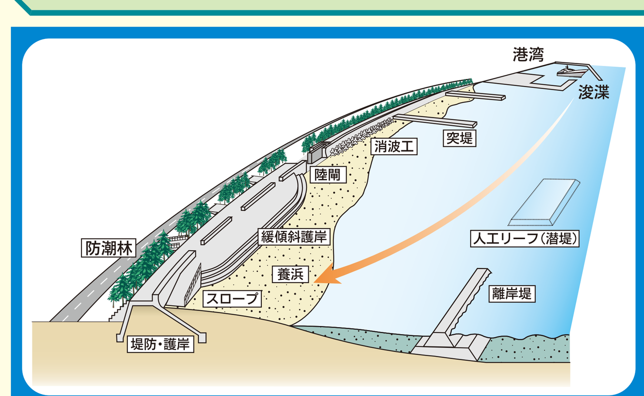

海岸保全施設の種類とその概要

海岸保全施設の種類	施設の概要	イメージ図
堤防	現地盤を盛土やコンクリート打設などによって嵩上げし、高潮、津波による海水の進入を防止し、波浪による越波を減少させるとともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。	堤防
護岸	現地盤を石やコンクリートなどによって被覆し、高潮、津波による海水の進入を防止し、波浪による越波を減少させるともに、陸域が侵食されるのを防止する施設。	護岸
緩傾斜護岸	護岸のうち、傾斜が緩やかで、海辺へのアクセス性や親水性に優れた施設。	緩傾斜護岸
消波工	護岸などの前面に設置し、波のうちあげや越波量および衝撃砕波圧を減ずるための施設。	消波工　護岸
人工リーフ（潜堤）	珊瑚礁がもつ波浪減衰効果を模したものであり、離岸堤とほぼ同じ目的、効果を有しているが、海岸の景観や眺望に配慮し、堤体を海面下にとどめた施設。	人工リーフ（潜堤）

注）上記の海岸保全施設は、基本的な施設を示したものである。

想定津波レベルと対策の基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による激甚な津波被害を受け、中央防災会議は、想定津波レベルと対策について新たな考え方を示しました。（「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震･津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月）」）これらに基づき、都においても以下の考え方を用いることとしました。

	想定津波レベル	対　策
最大クラスの津波（L2津波）	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。 ＜津波高の例＞ 南海トラフの巨大地震（内閣府 平成24年8月発表） ・新　島:T.P.+30.9m 元禄関東地震（東京都防災会議 平成24年4月発表） ・御蔵島:T.P.+22.4m	住民の生命を守ることを最優先として、住民避難を中心に、ハード対策（津波避難タワーの設置や避難路の整備など）に加え、津波避難計画の作成支援やハザードマップによる避難誘導などソフト対策を合わせた総合的な対策を進める。
発生頻度の高い津波（L1津波）	数十年から百数十年に一度発生する、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。	住民の生命･財産を守るため、原則、堤防嵩上げや粘り強い構造を採用した海岸保全施設の整備による対策を進める。

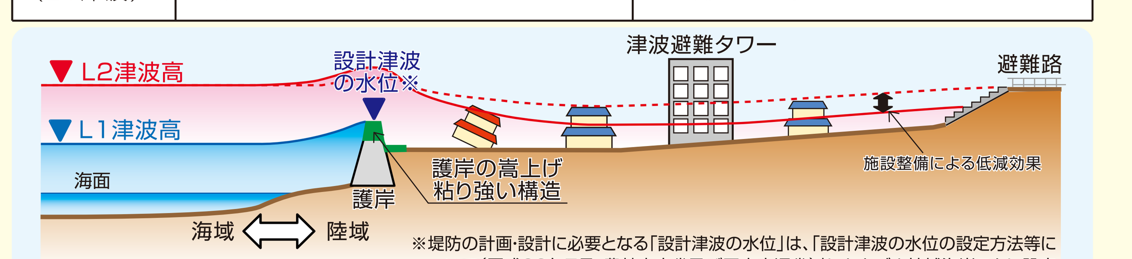

※堤防の計画･設計に必要となる「設計津波の水位」は、「設計津波の水位の設定方法等について（平成23年7月、農林水産省及び国土交通省）」にもとづき地域海岸ごとに設定

東京都建設局の海岸保全区域の概況

東　京　湾

葛西海岸

葛西海岸は江戸川区の南端、都心から約10kmに位置します。この前面が葛西沖と呼ばれる海面であり、三枚洲と呼ばれる遠浅の海岸が広がっています。沖に3kmのこの洲は、伊勢湾、有明海と並ぶ我が国の代表的な干潟で、毎年渡り鳥が群れをなして渡来しています。この干潟が、国際的に重要な湿地であることが認められ、平成30年10月には都内で初めてラムサール条約湿地に登録されました。海岸保全区域を含む周辺には、葛西臨海公園（建設局所管）及び葛西海浜公園（港湾局所管）が整備され、多くの人々に利用されています。葛西海岸における海岸保全施設は、沖埋立事業に合わせて土地区画整理事業の中で海岸堤防を整備しています。葛西沖はハゼなどの海洋生物が生息する希少な環境であるため、石積護岸の採用など周辺環境との調和を重視し、堤防と公園の園路とが一体となった整備を行っています。

大　　島

湯の浜海岸

湯の浜海岸は、大島の西部中央に位置し、野増より元町に至る

ほぼ南北に海岸線が続いています。また、野増漁港の指定・拡張により、現在、保全区域は野増漁港を挟む形となっており北側は元町漁港に接しています。海岸線は、区域の北側の一部で砂浜となっていますが、他は磯浜や岩礁となっており、後背地は、主峰三原山の山裾が穏やかに海岸付近まで広がっています。元町、野増とも比較的平坦であり、海岸付近に集落が発達しています。地質は区域の大部分が砂質土及び凝灰岩と溶岩との互層から成っており、波浪による侵食が激しく殆どが海食崖を成し、特に冬季の季節風による侵食は一段と激しいものとなっています。保全施設は、区域北側の砂浜の前面には3基の人工リーフを整備しており、野増漁港を挟む両側の付近で護岸が概成しています。

泉浜海岸

泉浜海岸は、大島の西部中央や北部の元町長根より野田浜の最北端に至る南北に続く海岸です。海岸線は溶岩敷がほぼ全域に広がり、その背後地は北側の一部で崖錐状の形状をしていますが、それ以外は比較的平坦な地形が背後地に連なっています。

地質は、外輪山溶岩・砕屑堆積岩・凝灰岩が分布しています。

区域南部は、溶岩敷と凝灰岩層の境界に護岸が構築されているため、海岸の保全状態が良好です。区域中央部付近では中礫から大礫の浜が発達していますが、規模は小さく、護岸から数メートルで海岸線に達するため、波浪による侵食が進み年々後退しています。区域北部は、一部区間にしか保全施設がないため、風化・波浪による侵食が進んでいます。

砂の浜海岸

砂の浜海岸は、大島の南部の差木地に位置し、ほぼ東西に海岸線が続いており、区域の東側でトウシキ海岸に接しています。また、差木地漁港の指定・拡張により、現在、保全区域は差木地漁港を挟む形となっています。背後地は、急斜面、垂直崖から成り海岸線まで迫っていますが、その背後は、比較的平坦な地形を呈しています。地質は、凝灰岩、溶岩からなり、これらの地質が長年にわたる風化、波浪による侵食を受けています。海岸線は大礫からなる磯浜で、すぐに急斜面、垂直崖に連なっているので非常に狭い磯浜になっています。

泉津海岸

泉津海岸は、大島北部の泉津に位置し、ほぼ東西に海岸線が続いています。また、泉津漁港の指定・拡張により、現在、保全区域は漁港区域を挟み弧状の形となっています。保全施設は区域の西側に護岸があり、漁港区域の東側にはありません。海岸付近の地質は外輪山溶岩・凝灰岩から成っていますが、長年の侵食により海岸部では海食崖が形成され、徐々に海岸線の後退が見られています。

行者海岸

行者海岸は、大島の東部中央に位置し、南北に海岸線が続いています。地形分類的には3つの区域に分かれ北部、中央部、南部で異なった様相を呈しています。北部は海岸線に溶岩敷の磯が広がり、その背後地に高さ数メートルの崖があり、緩斜面になっています。この区域には、公園等の施設もあります。中央部は南方へ280m程広がっており、この後背地は、緩傾斜の山林になっています。南

部は海岸線まで垂直崖がのび、行者窟以南では、波が直接崖面を洗っています。

地質は、地形分類と同じ様に3つに分類され、区域の北側は外輪山溶岩、中央部は火山砕屑層物、南側は筆島玄武岩から成っています。中央部は、波蝕で徐々に海岸線が後退しています。特に区域南側では、玄武岩の崖錐上の堆積物が軟弱な火山砕屑層物であることも重なり絶えず崩壊しており、行者窟よりメメズ浜に至る遊歩道が崩壊しています。保全施設は、中央部の行者窟の南北側に護岸があります。

筆島海岸

筆島海岸は、大島の南東部に位置し、区域の中央部は海側に迫り出しているものの、ほぼ南北に海岸線が続いています。

区域の北側は、後背地の急斜面をもつ山容が海岸線ぎりぎりまで迫っています。

区域の中央部は、海岸へ溶岩敷が広がり突き出しており、その背後地は比較的平坦な地形が続いています。区域の南側は、海岸線ぎりぎりまで垂直崖が迫っていますが、その後背地には平坦な台地が広がっています。地質は北側と南側においては、溶岩、凝灰岩からなり、中央部においては、筆島玄武岩類の分布がみられます。区域の北側･南側においては、波

浪、風化によって後背地の急崖が侵食され、海岸線の後退が進んでいます。また、区域の北側は砂浜を呈しており、島の内外を問わず、サーフィン等のレジャーに人々が訪れています。保全施設は、南側では護岸､北側では人工リーフが整備されており､現在概成しています。

トウシキ海岸

トウシキ海岸は、大島の南部に位置し、波浮港西側より、差木地に至る海岸線で、概ね東西に続き、西側は砂の浜海岸に接しています。海岸線には、溶岩敷が広がり、その上に砕屑層物が2m～10m以上も堆積しており、階段状地形を呈しています。台風、季節風の激しい波により侵食が進み、海岸線は急崖状を成し、非常に不安定な状況で侵食により年々海岸線は後退しています。急崖状の後背地には、道路、公共施設、山林等がありますが、住宅は存在していません。なお、海岸保全施設がなく、天然の海岸となっています。

利　　島

前浜海岸

前浜海岸は利島の北端に位置し、海岸保全区域は利島港を挟んで東側と西側にあります。後背地は島内唯一の村落で、道路、民家等があります。地質は第四紀安山岩及び赤色泥岩の堆積層で形成されています。海岸線は、急崖状を成し、非常に不安定で急崖の崩落によって既設護岸が埋没している部分もあり、落石等により、既設護岸の一部が破損しています。保全区域の西側の高台にはヘリポートがありますが、急崖の崩落により護岸が危険な状態にあるため、護岸の整備と合わせ斜面対策を進めています。また、保全施設のない区域では、急崖基部が波浪によりかなり洗掘され空洞化している箇所があります。

新　　島

和田浜海岸

和田浜海岸は、新島の西部中央のやや北側に位置し、海岸線はほぼ南北に続き、区域の北側端部で海側に折れており、南側は、新島港に接しています。後背地の地形は、主峰宮塚山の急斜面が海岸線まで迫っています。緩傾斜護岸や園地（遊歩道）があり､観光客や地元住民に親しまれている海岸ですが､風浪による侵食が進んでいたことから、人工リーフを整備しています。

間々下浦海岸

間々下浦海岸は、新島の西部中央よりやや南側に位置しています。海岸線はほぼ南北に続き、北側は新島港に接する鳥ヶ島より弓状に南下し、南側の鼻戸崎に連なっています。区域背後地の地形は、北側及び中央部では、海岸近くで垂直崖を成しており、その背後は比較的平坦な台地に連なっています。一方、南側では海岸線近くまで急斜面がのびています。海岸の北側、中央部にかけては硅砂質の砂浜で、南側に進むにつれて細礫～大礫の転石浜へと様相を変

えています。地質は、海岸部は砂丘砂層、後背地は火山灰、火山砂礫、火山弾などから形成される白ママ層や向山砂層から成っており、海上にある鳥ヶ島は、瀬戸山溶岩からなっています。後背地は火山岩層、火山灰砂礫層などの軟弱土質のため絶えず風化による崩落があり、海食によって海岸線が後退しています。保全施設は、間々下浦の集落の有る北側から中央部にかけて、護岸が設置済みです。

羽伏浦海岸

羽伏浦海岸は、新島の東部中央に位置しています。海岸線は南北に続き、ほぼ弓状を成し、北側は羽伏漁港に隣接しています。また、海岸線北側は大礫からなる磯で、後背地の山の急斜面が海岸線まで迫っており、区域の中央部から南側にかけては、硅砂質の砂浜が続いています。後背地には海岸線に沿って、高さ数十メートルの白ママ層から成る崖錐が連なり、更にその後背地は、本島最大の平地となっています。

地質は、北側海岸線では羽伏浦灰砂層、その後背地は崖錐砂礫層が分布し、中央部から南側の海岸線は砂丘砂層、その後背地は火山灰、火山砂礫、火山弾から成る白ママ層が分布しています。後背地の地質は軟弱であり、中央部から南側にかけては白ママ層の崖錐が絶えず崩落しており、海岸線は海食によって後退しています。また、当海岸は、サーフィンに適した波があり、年間を通してサーフィン等の海洋レジャーが盛んなところです。白ママ層の雄大な景観は、新東京百景に選ばれています。保全施設は、北側で護岸及び消波ブロックが、中央部で緩傾斜護岸が概成しています。

淡井浦海岸

淡井浦海岸は、新島北東部に位置し、海岸線は円弧状の湾型を成しています。後背地は、緩傾斜で海岸線に連なり耕作地帯になっています。地質は北側と南側の新島山溶岩の分布域に挟まれる形で、淡井浦灰砂層の分布があります。また、海岸線は区域の中央部では灰砂の砂浜で、これが海岸線の20m～30mの所の玄武岩砂礫層の露頭下部まで分布しています。この層と砂浜の比較は約1.6m程で砂浜と後背地を分けるように分布しています。区域の北側、南側の砂浜と、溶岩磯の境目には巨礫の転石箇所があります。区域には海岸保全施設が無く、天然浜であり、波浪による侵食で海岸線は徐々に後退しています。

若郷海岸

若郷海岸は、新島の北西部に位置し、若郷地区の集落が背後にあります。同海岸は漁港区域が先に指定されており、若郷地区の集落の一部、陸域のみを保全区域に指定しています。海岸線は弓形を成し、南北に続く単調なもので区域の北側には大礫の浜があり、それ以外は灰砂の浜です。後背地は北側で崖錐状を呈していますが、区域の中央部から南側にかけては比較的平坦な台地状の地形に連なっています。地質は北側で新島山溶岩、それ以外は砂丘砂層で最南部に若郷玄武砂礫層が分布しています。本区域は、後背地からの土砂の供給が少なく、波浪の影響もあって海岸線が徐々に後退しています。

保全施設は、漁港から人家の集合している区域中央部まで、護岸が整備済みです。

式　根　島

釜の下海岸

式根島は、新島の南西に位置し、釜の下海岸は、式根島の南東部に位置しています。海岸線は南西に続いており、中央部には砂礫岩からなる塊がありますが、風化、侵食が進んでいます。それ以外に大礫及び転石が見られますが、その陸側から護岸にかけては硅砂質の砂浜となっています。後背地は緩斜面で民家や道路などがあり、

これらを囲む様に雑木林があります。本区域の保全施設は昭和33年から36年に施工され、また、南端の式根島港から海道沿いは、平成6年～7年にかけて道路事業により改修済みです。

神　津　島

沢尻・長浜海岸

沢尻・長浜海岸は、神津島北西部に位置し、千メートル程の沢尻湾を形

成しています。また、山地が海岸線に沿って通る道路近くにまで迫っています。地質は、湾の最奥部（区域中央）では、火山灰、火山砂礫、火山弾などから成る白ママ層が分布し、それ以外は、角閃石、斜長流紋岩からなっています。海岸は、沢尻湾の最奥部は、硅砂質砂礫からなる浜が形成され、南側は、大礫～巨礫からなり、北部では、角閃石、流紋岩からなる磯が形成されています。長浜地区では、中央部に河口などの土砂の供給源があります。侵食による海岸線の後退が進んでいるため、波高が高く西風の強い日は、護岸を越波することがあります。保全施設は、人工リーフと直立護岸、緩傾斜護岸が整備済みです。

多幸浜海岸

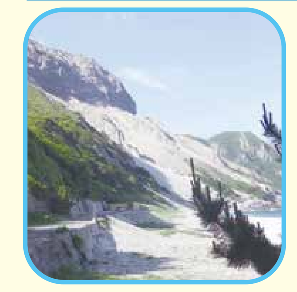

多幸浜海岸は、神津島の南東部にあたる多幸浜に位置し、後背地には、主峰天上山が続いています。天上山は、多幸浜にかけて崩土が絶えず落下しており、さらに崩落部は徐々に広がっています。地質は、火山灰、火山砂礫、火山弾から成る白ママ層が階段状をなして分布しているため、風化、侵食を受け易くなっています。特に、区域中央部では風化や侵食が激しいため昭和30年代の半ばより護岸整備を進め、現在、概成しています。

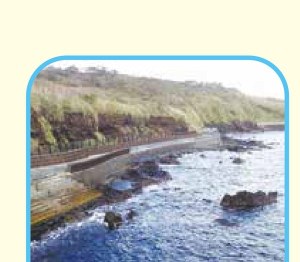

しています。海岸線は、概ね火山砕屑物の堆積層が水際線付近から垂直崖を成しています。また、区域中央部には、やや緩傾斜の岩場が海域まで続いており、このため、海岸線は「く」の字を呈しています。秋季から冬季にかけての季節風による回折した波浪により、垂直崖の侵食が進んでいます。海域は、全般的には緩やかな勾配ではありますが、岩礁地となっています。また、海中には、海藻が繁茂し、魚介類の種類、漁獲量とも比較的豊かです。区域中央部の岩礁地には池状を呈する長太郎池があり、夏場には同地区の海水浴場になっています。保全施設は護岸と人工リーフが整備されており、現在、概成しています。

三　宅　島

ナゴラ海岸

ナゴラ海岸は、三宅島の南東部に位置し、北側の坪田漁港に隣接

阿古海岸

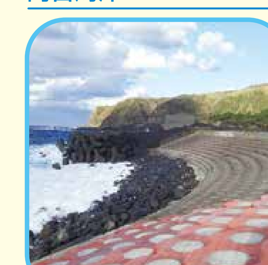

阿古海岸は、三宅島の西側に位置し海岸線は区域の両端付近を除いて溶岩砂礫の急崖を成しています。区域の北側と南側は溶岩の転石浜で、中央部と最南端付近は溶岩砂礫層の急崖が海岸線にまで迫っています。海岸近くには林野庁により植林がなされ、それを守る防風林もあります。後背地は、本島西側の要地である阿古集落がありますが、昭和58年9月の雄山の噴火により溶

岩流で半分以上が埋められました。溶岩流は海岸から約120m付近で止まっています。保全施設は、区域の北側と南側及び中央付近の急崖部において、護岸と緩傾斜護岸が整備されており、現在、概成しています。

横まま海岸

横まま海岸は､三宅島の南東部に位置し坪田漁港の東端に隣接しています｡海岸線は火山砕屑物の堆積層が水際線付近までの急崖を成しています｡区域の西側で砂浜が多く､東に行くに従い軽石浜となり､東端では溶岩浜となっています｡現在､後背地には､三宅島において2番目に人口が多い坪田集落があります｡平成29年3月には､既設護岸の東側に連続する延長約120m区間を新たに海岸保全区域として追加指定し､平成29年度より護岸の新設工事に着手しています｡

御　蔵　島

御蔵海岸

御蔵海岸は､御蔵島の北部に位置し島内唯一の交通の要地である御

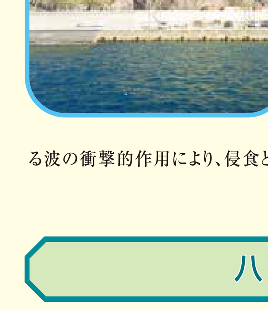

蔵島港に隣接しています｡後背地は急崖でその高さは数10mにも及んでいます｡後背地の高台には島内唯一の集落があり道路､民家等があります｡地質は､溶岩､溶岩礫層から成り､崖上より溶岩の崩落が見えます｡海岸線は､巨礫～大礫の磯浜です｡護岸のある区域は保全状態も良好であり､護岸前面の洗堀も見られません｡護岸のない区域では後背地の急崖基部に対する波の衝撃的作用により､侵食と崩落が繰り返されています｡

八　丈　島

汐間海岸

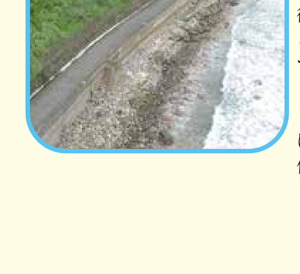

汐間海岸は､八丈島南東部に位置する洞輪沢漁港の西側に隣接しており､背後の道路は洞輪沢漁港から区域の中央部付近まで続いています｡区域内は転石浜となっています｡背後地は火山砕屑物の堆積層が波浪などによる侵食の結果､断崖状を成しています｡

当海岸は､年間を通してサーフィンに適する波があり､海上レジャーに利用されています｡施設として､侵食対策の護岸が整備されています｡

横間ヶ浦海岸

横間ヶ浦海岸は、八丈島西部に位置し、八重根港の南側に隣接しています。海岸線は、火山砕屑物の堆積層により形成されており、特に両端は急崖を成しています。区域の両端で急崖が海に迫っている他は、緩やかな傾斜の転石浜です。後背地は両端を除いて地形も緩やかで、比較的土地が肥沃であり、農耕地、住宅地として利用されています。保全施設として護岸の整備が概成していますが、両端、特に北側は侵食が大きい状況です。

垂戸海岸

垂戸海岸は、八丈島北東部、八丈富士の東側に位置し、神湊漁港の西側に隣接しています。海岸線は、中央部で火山砕屑物の堆積層、北側は溶岩により形成されています。区域は南側で溶岩、中央部では転石、北側で溶岩となっており、中央部付近の火山砕屑物の堆積層は波浪による侵食を受け崩壊しています。後背地は、中央部の火山砕屑物の堆積層の箇所を除いて比較的緩やかな地形を呈し、住宅地、別荘地として利用されています。保全施設は、南側より中央部付近まで石積護岸が整備されており、現在、概成しています。

洞輪沢海岸

洞輪沢海岸は、八丈島の南東部に位置し洞輪沢漁港に隣接しています。最大10mにも達する巨礫が散在する礫浜で、前浜は、20m～50m程度有ります。また、背後には、民家が近接して立地しており、後背地の一部は波浪による侵食により崩壊したことがあります。保全施設は護岸が整備されており、現在、概成しています。

乙千代ヶ浜海岸

乙千代ヶ浜海岸は、八丈島の南西部に位置し、火山噴火物による急崖で構成され、海岸は波浪により侵食が進んでいます。海底勾配が急なため、波の打ち上げが高く、崖面は、残った岩が鋸の歯のようになっており、独特の景観を呈しています。また、海岸線近くの底質は、直径2m以上にも達する岩石があります。一方、この海岸には、水辺近くの岩場にプールがあり、また、変化に富んだ岩場の海底があるため、ダイビングポイントとなっているほか、海水浴などのレクリエーションの場として利用されています。また、独特の景観は、八丈島の八丈八勝に数えられています。保全施設は護岸が整備されており、現在、概成しています。

沖　ノ　鳥　島

沖ノ鳥島海岸

写真提供：国土交通省　京浜河川事務所

東京から南へ約1,700km、小笠原諸島から南西に約900km離れている我が国最南端の孤島です。島は東西約4.5km、南北約1.7kmの長楕円形をした珊瑚礁からなり、満潮時には北小島、東小島と呼ばれる高さ、幅とも数m程度の小島が海面上に残ります。保全工事は2つの小島及び観測所基盤を保全することを目的として、国の直轄事業として消波ブロックの設置及びコンクリート充填が行われました。なお、当海岸保全区域は平成11年の海岸法改正に伴い、国の管理に移行しました。